

II. 実技試験の減点適用基準

1. 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。
2. 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。
3. 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。
4. 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。
5. 実技試験では、減点区画に機体の全てが進入した場合は、減点対象となる。
6. 不合格区画に機体の全てが進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき <p>受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する試験において、次に掲げる事項が判明したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行させる無人航空機の登録を受けていない ・ 飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない ・ 受験者が飛行に必要な法第 132 条の 85 第 2 項又は法第 132 条の 86 第 3 項若しくは第 5 項第 2 号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は所要の技能証明及び機体認証を得ていない（ただし、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長が認めた場合を除く。）
危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な速度（巡航速度を大きく超過した速度並びに失速又は失速の危険がある速度）で機体を飛行させたとき ・ 試験員、試験員補助員、受験者、受験者補助員、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき

危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき（基本に係る実技試験に限る） 飛行経路等の不適切な再設定により機体が立入管理措置を講じた空域を逸脱する又は機体が失速する等、危険な飛行となると試験員が判断したとき（基本に係る実技試験を除く）
墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体を失速させたとき 機体を物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき（注1）
飛行空域逸脱 （不合格区画）	不	<ul style="list-style-type: none"> 基本に係る実技試験において不合格区画線よりも外側に機体の全て進入させたとき 機体の全てを不合格区画に進入させたとき（注2） 離着陸時に一部でも降着装置が滑走路を逸脱したとき
制限時間超過	不	<ul style="list-style-type: none"> 各試験科目で設定している制限時間を超過したとき
操作介入	不	<ul style="list-style-type: none"> 安全性を確保するために、試験員及び受験者補助員等が受験者に代わり操縦を行ったとき
不正行為	不	<ul style="list-style-type: none"> 受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき（注3） 受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき 基本に係る実技試験を除き、試験員の指示がないにもかかわらず、目視外飛行中に機体を視認したとき
飛行経路逸脱 （減点区画）	5	<ul style="list-style-type: none"> 基本に係る実技試験において外側の減点区画線よりも外側に機体の全て進入させたとき 基本に係る実技試験において内側の減点区画線よりも外側に機体の全てを進入させなかったとき 減点区画に機体の全てを進入させたとき（注4）

指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順又は飛行経路で飛行させたとき ・ 試験員の指示を受ける前に操縦に係る操作を行ったとき
監視不足	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本に係る実技試験において、合理的な理由なく、飛行中の機体及び周囲の状況を十分に監視していなかったとき ・ 基本以外の実技試験において、合理的な理由なく、操縦装置に表示される必要な情報を注視していない等、飛行中の機体及び周囲の状況を十分に監視していなかったとき
安全確認不足(注5)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離陸前に飛行空域及びその周囲の状況並びに気象状況に安全上の問題がないことを確認せずに離陸させたとき ・ 着陸前に着陸地点及びその周囲の状況並びに気象状況に安全上の問題がないことを確認せずに着陸させたとき
ふらつき (注6)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員から指示のあった飛行経路及び高度において機体を大きくふらつかせたとき ・ 基本に係る実技試験において、離着陸時に機体を大きくふらつかせたとき又は機体の姿勢を大きく変化させたとき
不円滑(注6)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的な理由なく、機体の速度を安定させることができなかったとき ・ 離着陸等、高度変化を伴う飛行時に安定した昇降率を保てず、急激な高度変化をさせたとき
受験者補助員との連携不足(注7)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験者補助員との役割分担及び連携の手順を明確にしなかったとき(注8) ・ 受験者補助員との連携に係る通知がなされなかったとき
<p>注1 機体が地面に衝突する可能性及び高度が航空法に抵触する高度(許可・承認を得ていない場合は、150メートル)を超えて上昇する可能性があるとして試験員が判断する高度変化を含む。</p> <p>注2 機体の全てを不合格区画に進入させていたことが飛行後に判明した場合を含む。</p> <p>注3 基本に係る実技試験における受験者補助員からの機体の速度及び高度等の通知並びにその他の実技試験における受験者補助員と受験者との連携に係</p>		

る通知等の試験員が認める助言及び補助を除く。

注4 機体の全てを減点区画に進入させていたことが飛行後に判明した場合を含む。

注5 試験員に安全確認を行った旨を伝えなかった場合は、安全確認を行っていないものとみなす。

注6 突風等の影響により、一時的に機体のふらつき又は不円滑な飛行が生じた場合でも、受験者が速やかに適切な操作を行い、試験員が機体を制御できていると判断する場合は、減点の対象外とする。

注7 受験者のみで無人航空機を飛行させる場合を除く。

注8 試験員が役割分担及び連携の手順が明確でないと判断する場合に加え、受験者補助員及び試験員補助員から役割分担及び連携の手順に係る質問がなされた場合も減点の対象とする。